

社団法人大阪府警備業協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人大阪府警備業協会（以下「協会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 協会は、警備業務の適正な運営を確保して警備業の健全な発展を図り、もって社会公共の安全に寄与することを目的とする。

(事務所)

第 3 条 協会の事務所は、大阪市東成区中道一丁目 10 番 26 号に置く。

(事 業)

第 4 条 協会は、第 2 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 警備業務に関する調査研究
- (2) 警備員及び警備業関係者に対する教育訓練
- (3) 警備業務に関する各種教材、機械装備等のあっせん
- (4) 警備業務に関するもので、公安委員会など行政機関等から委託を受けた事業
- (5) 機関誌の発行等出版物の刊行及びその他広報活動
- (6) 関係行政機関等の行う防犯・防災・その他事故防止活動の協力援助
- (7) 警備業務の功労者（団体）等の表彰
- (8) イベント警備の共同受注
- (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(種 別)

第 5 条 協会の会員は、次の 3 種とする。

- (1) 正会員 警備業法第 4 条の規定による大阪府公安委員会の認定を受け、又は同法第 9 条の規定による届出を終了して大阪府内において警備業を経営する個人又は法人で、第 2 条の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 協会に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(入 会)

第 6 条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 協会運営上、特に必要と認めるときは、総会の議決を経て会員から臨時会費を徴収す

ることができる。

(退 会)

第 8 条 会員は、任意に退会することができる。

2 会員が退会しようとするときは、会長に退会届を提出しなければならない。

3 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

(1) 正会員にあっては、第 5 条第 1 号に規定する会員の資格を喪失したとき。

(2) 死亡又は解散したとき。

(3) 正当な理由なく会費を 6 ヶ月以上納入しないとき。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席正会員の 4 分の 3 以上の議決により、除名することができる。

(1) 協会の名誉を毀損し、又は設立趣旨に反する行為をしたとき。

(2) 協会の秩序を乱し、又は定款若しくは総会の議決に反するような行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金の不返還)

第 10 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金は、返還しない。

2 退会し、又は除名された会員であっても、在会中の義務を履行しなければならない。

第 3 章 役 員

(種別及び定数)

第 11 条 協会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1 人

(2) 副 会 長 5 人以内

(3) 専務理事 1 人

(4) 理 事 20 人以上 25 人以内 (会長、副会長及び専務理事を含む。)

(5) 監 事 3 人

第 12 条 削除 (役員資格・平成 11 年 7 月 1 日)

(選 任)

第 13 条 理事 (専務理事を除く。) 及び監事は、総会で選任する。

2 会長は、総会において理事のうちから選任し、副会長は理事のうちから会長が選任する。

3 専務理事は、理事会の推薦により総会で選任する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 理事については、親族その他の特別の利害関係にある者 (以下「特別利害関係者」という。) の数とその総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

6 監事は、特別利害関係者になることができない。

7 役員を選任に関する必要な事項は、理事会で議決の後、総会の承認を得て規程をもつ

て会長が定める。

(職 務)

第 14 条 会長は、協会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長が、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、協会の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 5 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行う。

(任 期)

第 15 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において出席正会員の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認めるとき。
- (2) 役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(顧問及び相談役)

第 17 条 協会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、協会の運営に関し、会長の諮問に応ずるものとする。
- 4 顧問及び相談役任期は、2 年とする。

(報酬及び費用の支弁)

第 18 条 役員及び顧問・相談役は、無報酬とする。ただし、専務理事には報酬を支給するものとする。

- 2 役員及び顧問・相談役は、その職務を行うために要する費用の支弁を受けることができる。
- 3 報酬の支給及び費用支弁に関する必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が定める。

第 4 章 総 会

(種 別)

第 19 条 協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第 20 条 総会は、正会員を持って構成する。

(機 能)

第 21 条 総会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) その他、協会の運営に関する重要事項

(開 催)

第 22 条 通常総会は、毎年 6 月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上の者から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 民法第 59 条第 4 号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

(招 集)

第 23 条 総会は、会長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号に該当する場合は、監事が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会の 5 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 26 条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 27 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数
- (3) 出席した正会員の数（書面表決委任者については、その旨を付記すること。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、その会議において出席正会員のうちから選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名押印をしなければならない。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 30 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 総会において議決すべき事項に関すること。
- (2) 総会において議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(開 催)

第 31 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって、開催の請求があったとき。

(招 集)

第 32 条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会の5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第 34 条 第 25 条から第 28 条までの規定は、理事会について準用する。この場合において「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。ただし、第 28 条中「出席した正会員の数」とあるのは「出席した理事の氏名」と読み替えるものとする。

第 6 章 専 門 委 員 会

(設置等)

第 35 条 協会の事業の積極的な推進を図るため、理事会の承認を得て、諮問機関としての委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する必要な事項は、理事会の承認を得て、規程をもって会長が定める。

第 7 章 支 部

(設置等)

第 36 条 協会の事業の組織的な運営を図り、事業目的を達成するため支部を置く。

2 支部に関する必要な事項は、理事会で議決した後、総会の承認を得て、規程をもって会長が定める。

第 8 章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第 37 条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 38 条 資産は会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(基本財産の処分の制限)

第 39 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、総会において正会員の3分の2以上の同意を得、かつ大阪府公安委員会の承認を受けて、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 40 条 協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 41 条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 42 条 協会の事業計画及び予算は、会長が作成し、年度開始前に総会の承認を得た後、大阪府知事に提出しなければならない。事業計画及び予算を変更しようとするときも同様とする。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 会長は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に事業状況報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得

た後、大阪府知事に報告しなければならない。

(長期借入金等)

第 45 条 資産の借入れ(その事業年度内の収入をもって償還するものを除く。)を使用するとき、又は新たな義務の負担若しくは権利の放棄のうち重要なもの(収支予算で定めるものを除く。)をしようとするときは、総会において正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、大阪府公安委員会の承認を受けなければならない。

第 9 章 事 務 局

(設置等)

第 46 条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、総会において正会員数の4分の3以上の同意を得た後、大阪府知事の認知の許可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 48 条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号及び同条第2項の規定により解散する。ただし、総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、大阪府公安委員会の承認を受けなければ解散することができない。

2 解散後の残余財産は、大阪府公安委員会の承認を得た後、総会の議決を経て、この法人と類似の目的を持つ公益法人に寄附するものとする。

第 11 章 補 則

(委 任)

第 49 条 この定款に規定するもののほか、協会の会務を執行するために必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が定める。

附 則

1 この定款は、昭和59年6月8日から施行する。

(1) なお、協会の設立当初の役員は、第11条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、昭和61年3月31日までとする。

(2) 協会の設立年度の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(3) 協会の設立当初の会計年度は、第39条の規定にかかわらず、昭和59年6月8日から昭和60年3月31日までとする。

- 2 定款の一部を改正し、昭和60年6月15日から実施する。
- 3 定款の一部を改正し、昭和61年5月13日から実施する。
- 4 定款の一部を改正し、昭和61年8月13日から実施する。
- 5 住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき実施する住居表示により、事務所所在地表示を変更する。(平成元年2月13日)
- 6 定款の一部を改正し、平成2年7月19日から実施する。
- 7 定款の一部を改正し、平成6年2月18日から実施する。
- 8 定款の一部を改正し、平成10年4月1日から実施する。
- 9 定款の一部を改正し、平成11年7月1日から実施する。
- 10 定款の一部を改正し、平成16年6月10日から実施する。